

# 福祉サービス第三者評価 評価結果報告書(概要)

公表日:令和5年12月19日

評価機関	名称	(社福)広島県社会福祉協議会
	所在地	広島県広島市南区比治山本町12-2
	事業所との契約日	令和5年5月17日
	訪問調査日	令和5年9月20日
	評価結果の確定日	令和5年12月9日
	結果公表にかかる事業所の同意	あり・なし

## I 事業者情報

### (1)事業者概況

事業所名称	認定こども園 名田保育園	種別	保育所型認定こども園		
事業所代表者名	園長 桑原 浄昭	開設年月日	昭和27年9月1日		
設置主体	社会福祉法人 浄円福社会	定員	90人	利用人数	84人
所在地	〒737-0144 広島県呉市広白岳1丁目3-8				
電話番号	0823-71-8497	FAX番号	0823-71-7308		
ホームページアドレス	<a href="https://nadaho.ed.jp/">https://nadaho.ed.jp/</a>				

### (2)基本情報

サービス内容(事業内容)	事業所の主な行事など
○ 0歳児(生後 100日~)から 5歳児の保育	年間行事:入園・進級式、花まつり、親子遠足、運動会、
○ 一時預かり事業	盆踊りのつどい、保育参観、生活発表会、節分のつどい、
○ 延長保育事業(早朝、夕方、土曜)	作品展、雛祭りのつどい、お別れ遠足、卒園式
○ 子育て支援事業(育児相談)	誕生日:誕生児ごとに、1人ずつその当日クラスで誕生を祝う。
○ 預かり保育事業(1号児対象の延長保育)	毎月:避難訓練、身体測定、誕生会
	毎週:英会話(3~5歳児)、ダンス(4~5歳児)
居室の概要	居室以外の施設設備の概要
○ 保育室 6室	○屋内遊戯室 1か所 ○相談室 1か所
○ 乳児室 1室	○ほふく室 1か所 ○事務室 1か所
○ 保健(医務)室 1室 (事務室内)	○その他
	トイレ(6か所)、調理室(1か所)、調乳室(1か所) 沐浴室(1か所)、砂場(1か所)、足洗い場(2か所)、園長室 (1か所)、常設プール(0か所)、倉庫(3か所)、玄関ホール (1か所)

### 職員の配置

職種	人数(うち常勤の人数)	職種	人数(うち常勤の人数)
園長(所長)	1人(1人)	看護師	1人(1人)
副園長(副所長)	1人(1人)	管理栄養士	2人(2人)
主幹保育教諭	1人(1人)	調理員	1人(0人)
主幹保育士	1人(1人)	事務員	1人(1人)
保育教諭	14人(8人)	嘱託医	2人(0人)
保育士	1人(1人)		

## Ⅱ. 第三者評価結果

### ◎評価機関の総合意見

認定こども園名田保育園は、呉市の自然に囲まれた静かな住宅地に立地しています。本園は、昭和27年に個人立の保育所として開所し、昭和61年に社会福祉法人の認可を受け、令和2年より、保育所型の認定こども園(定員90人)に移行し、現在に至っています。

平成元年に建築された2階建ての園舎は全面南向きで、子どもの安全や使いやすさに配慮した設計となっており、呉市優秀建物に選ばれるなど、園のシンボルとなっています。園庭も運動会ができるほどの広さがあり、子どもたちが遊具やボールで思いきり遊べる環境が整っています。

保育理念として「まことの保育(仏教的情操教育)」を掲げ、英会話やダンスをカリキュラムに取り入れるなど、時代のニーズに沿った保育を展開し、豊かな人間性を持った元気で明るい子どもの育成に取り組まれています。

福祉サービス第三者評価は、今回が初めての受審でした。管理運営編は園長のみで評価されていましたが、サービス編は複数の職員で話し合って自己評価に取り組まれています。今後においては、複数の職員で評価することの重要性も認識されており、今回明らかとなった課題について、前向きに取り組みたいとの意向が確認できました。

### ◎特に評価の高い点

(1)園舎は、築30年以上が経過していますが、子どもの安全が確保されるよう各保育室毎にトイレを設置し、2階の中央には、防音・音響設備を整備した広いホールが配置されるなど、快適性や利便性に配慮したつくりとなっています。また、運動場は子どもがボールや三輪車で思いきり遊べる広いスペースが確保され、北側の壁には、子どもの想像力を育てることを目的とした大きな動物の壁画が、地元の高校美術部の生徒によって描かれています。(管理運営編 No.14:設備環境)

(2)保護者の意向は、年に2回実施する面談や行事後のアンケートで把握し、スマートフォンのアプリを活用して集約した意見等を発信しておられます。リニューアルしたホームページ内にもお問合せフォームを設け、意見を受け付けておられます。園では特に、保護者が子どもを送迎する時間での接点を大切にされており、子どもの状況報告や相談などその都度丁寧に対応しておられます。(管理運営編 No.22:意見を述べやすい体制の確保①)

(3)職員会議等を通じて、園長が理念に掲げる「まことの保育」を職員に指導する機会を設けておられます。副園長も月に1回、職員と面談する機会があり、適切に指導をしておられます。また、主幹保育教諭と主幹保育士はともに保育経験が豊富であり、同僚性と専門性を兼ね備えておられます。(サービス編 No.2:指導助言の実施体制)

(4)毎食、管理栄養士が各幼児の保育室を訪問し、子どもと一緒に給食に含まれる食品の三色栄養を確認することで、子どもは自然に栄養の知識を身に付け、小学校入学までに好き嫌いなく食べられるよう取り組まれるなど、園として食育に力を入れておられます。(サービス編 No.12:食育の推進)

### ◎特に改善を求められる点

(1)中・長期計画が策定されていませんでした。今後の設備計画の検討や、長年取り組まれた太鼓演奏や茶道を廃止して、英会話やダンスを新たにカリキュラムに取り入れ小学校に繋がる保育に切り替えるなど、時代のニーズを見据えた計画的な改善の他、入園児を増やすための取り組みや、人事考課の検討など職員育成の課題を伺いました。このような実情を踏まえ、単年度では解決が難しい課題を職員と一緒に検討し、3年から5年の中・長期計画として示すことにより、職員と共有して実現に向けて取り組まれてははいかがでしょうか。(管理運営編 No.3:中・長期的なビジョンと計画の明確化)

(2)保護者からの苦情や意見は、直接聴き取り対応しておられるとのことでしたが、受付・対応の手順が定められておらず、記録も残されていませんでした。苦情・意見に対して確実に対応し、また、振り返ることができるよう手順を定め、記録を残す体制作りを提案します。(管理運営編 No.24:意見を述べやすい体制の確保③)

(3)子どもの遊びは、職員の意向で決めることが多いと伺いました。保育室内に絵本やおもちゃコーナーを設けるなど、子どもが好きな遊びを自由に選択して遊ぶ力をつけられるように、保育室のゾーニングを工夫されてははいかがでしょうか。(サービス編 No.17:保育環境の整備)

(4)保育所内で起きた「ヒヤリ・ハット事例」の記録が確認できませんでした。これまで大きな事故は起きていないと伺いましたが、事故には至らない「ヒヤリ・ハット事例」を職員が出し合って蓄積し、事故が起りやすい時間や場所などを把握・分析することで、さらなる安全確保に取り組まれることを期待します。(サービス編 No.30:事故・天災への対応)

### Ⅲ. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回、初めて「福祉サービス第三者評価」を受審した。正直なところ、非常に緻密な調査と綿密な評価結果に驚くと共に、もっと早く受審すべきだったと反省した。

40年近く児童福祉事業に関わってきて、時代と共に福祉サービスの内容もずい分変遷をしてきたことは実感していたが、「評価結果報告書」を読む中で、自己流の解釈だったり不明のまま放置していた事項を指摘されて、改めて「第三者評価」の意義が認識できた。

「評価結果報告書」で特に改善を求められたのは、「中・長期計画の策定がされていない」、「苦情処理が適切に機能していない」、「子どもに遊びを選ばせるべく保育室内のゾーニングの必要性」、「園内でのヒヤリ・ハット事例の蓄積」の4項目であった。ところが、『保育課程』が旧様式なので新様式に見直されては」との指摘は、平成29年度「改訂保育指針」に対する私の認識不足から生じたものである。早急に善処したいと思う。

## IV. 項目別の評価内容

## 1 管理運営編

1 福祉サービス (法人または事業所) の 基本方針と組織	(1)理念・基本方針 自己評価：NO. 1-2	本園は、浄土真宗本願寺派のお寺を起源とし、本願寺派保育連盟が提唱する「まことの保育」を保育理念に掲げておられます。職員は、本願寺派保育連盟に所属する園が集まる研修に参加して、理念に沿った保育を学ぶとともに、毎月の職員会議で、園長が「まことの保育」について話をされ、職員に周知しておられます。 理念は、パンフレットやホームページにも明文化されており、毎月の園だよりに副園長が「まことのほいく」コーナーを設け、理念に沿った保育内容を保護者向けに伝えておられます。
	(2)計画の策定 自己評価：NO. 3-4	中・長期計画は、策定されていませんが、職員体制や園の行事等を事業計画にまとめておられます。事業計画では、前年度の状況や園の課題などをもとに園長が所信表明として取り組み内容を明らかにしておられます。 ◎今後の設備計画の検討や、長年取り組まれた太鼓演奏や茶道を廃止して、英会話やダンスを新たにカリキュラムに取り入れ、小学校に繋がる保育に切り替えるなど時代のニーズを見据えた計画的な改善の他、入園児を増やすための取り組みや、人事考課の検討など職員育成の課題を伺いました。このような実情を踏まえ、単年度では解決が難しい課題を職員と一緒に検討し、3年から5年の中・長期計画として示すことにより、職員と共有して実現に向けて取り組まれてははいかがでしょうか。
	(3)管理者(施設長)の 責任とリーダーシップ 自己評価：NO. 5-6	園長の役割は、名田保育園規則に明文化しておられます。園長は、浄土真宗本願寺派保育連盟や日本保育協会呉支部、行政からの関係法令に関する最新情報を把握し、園の運営に活かしておられます。 保護者への連絡ツールとして、スマートフォンのアプリを導入して、少しずつICT化にも対応されるなど、職員の意見も取り入れながら、業務改善に取り組まれています。
2 組織 (法人または事業所) の 運営管理	(1)経営状況の把握 自己評価：NO. 7-8	園長は、専門誌の購読や種別団体に所属し、社会福祉事業の動向を把握しておられます。毎月税理士事務所の報告書を確認し、経営状況を把握しておられます。園のある呉地域では、大企業の撤退などで経済状況も低調傾向で、周辺の幼稚園なども競合して定員の確保に苦慮されていますが、地域に選ばれる園となるよう、新たにダンスや英会話を導入するなど特長のある保育に取り組まれています。
	(2)人材の確保・養成 自己評価：NO. 9-12	新任職員や、常勤・非常勤の中途職員を採用して職員体制を整えておられます。人事考課の仕組みについては、検討しておられます。 園長は、有給休暇の取得を促したり、社会保険労務士による就業規則の見直しなどにも取り組まれています。毎月、給与明細を手渡しする際に、副園長が職員と面談を行うことで職員の意見を聴き取り、就業状況などを確認しておられます。 職員の状況に応じて、園外研修への参加を促し、広島県保育連盟のキャリアパス研修にも職員が順次参加しておられます。 毎年、保育士や栄養士をめざす学生の実習や、中学生の職場体験も受け入れておられます。園では、「名田保育園保育実習等の規定」を設け、各学校の意向に沿って対応しておられます。
	(3)安全管理 自己評価：NO. 13	緊急時の対応として、危機管理マニュアルを整備し、対応手順を定め、毎月、避難訓練を実施しておられます。 ◎担当者が、定期的に遊具や備品を確認しておられましたが、事故防止のためのチェックリストが確認できませんでした。チェックリストを作成し、危険場所を定期的に確認するとともに、確認したことを記録に残す体制を作られることを提案します。

2 組織（法人または事業所）の運営管理	(4)設備環境 自己評価：NO. 14-15	園舎は、築30年以上が経過していますが、子どもの安全が確保されるよう各保育室毎にトイレを設置し、2階の中央には、防音・音響設備が整備された広いホールを配置されるなど、快適性や利便性に配慮したつくりとなっています。また、運動場は子どもがボールや三輪車で思いきり遊べる広いスペースが確保され、北側の壁面には子供の想像力を育てることを目的とした動物の壁画が、地元の高校美術部の生徒によって描かれています。 保育室や廊下などは丁寧に掃除がされており、園長が清掃状況を確認しております。特に、すべての保育室にオゾン発生器を設置して毎日、消毒清掃が行われ、清潔に保たれています。
	(5)地域との交流と連携 自己評価：NO. 16	以前は、地域子育てセンターとして、地域の育児相談事業を展開しておられました。また、コロナ禍以前は、近隣の高齢者施設と提携し、七夕や敬老の日の訪問交流などを実施されていました。行事などを通じた地域との交流は難しい状況が続いていますが、地域住民が園内の畑の世話をするなど、地元で70年以上続く歴史ある園として、地域との良好な関係が築かれています。 ◎ボランティアの受け入れ等については、「名田保育園保育実習等の規定」に定めておられますが、受け入れの記録を整理するなど、今後、ボランティア受け入れ時の手順を再確認されてはいかがでしょうか。
	(6)事業の経営・運営 自己評価：NO. 17-18	園長は、呉市私立保育協会や広島県保育連盟、行政などの会議等に参加して他園との連携をはかり、制度等に関する情報・意見を収集し、園の運営に繋げておられます。特に、西日本豪雨災害やコロナ禍においては、道路や交通機関への要望や職員へのワクチン優先接種などについて行政に積極的に意見を提示しておられました。 財務諸表は、各年度の事業報告とともに、「会報」としてまとめ、保護者や地域住民が閲覧できるよう事務所に備えておられます。
3 適切な福祉サービスの実施	(1)利用者本位の福祉サービス 自己評価：NO. 19-24	子ども一人ひとりを尊重したサービスについては、保育理念に定め、毎月の職員会議における園長の「まことの保育」の講話を通じて、子ども一人ひとりそして職員の人権や適切なサービスの大切さを職員に伝えておられます。 子どものプライバシー保護については、「個人情報保護に関する基本方針」および「個人情報管理規程」に定め、保護者・職員へ周知しておられます。 保護者の意向は、年に2回実施する面談や行事後のアンケートで把握し、スマートフォンのアプリを活用して集約した意見等を発信しておられます。リニューアルしたホームページ内にもお問合せフォームを設け、意見を受け付けておられます。園では、特に、保護者が子どもを送迎する時間を大切にされており、子どもの状況報告や相談などに丁寧に対応しておられます。 「苦情解決に関する処理要項」を定め、保護者にも苦情解決の仕組みを周知しておられます。保護者からの意見は、職員が直接聴き取り、行事などに反映しておられます。 ◎保護者からの苦情や意見は、直接聴き取り対応しておられるとのことでしたが、受付・対応の手順が定められておらず、記録も残されていませんでした。苦情・意見に対して確実に対応し、また、振り返ることができるよう手順を定め、記録を残す体制作りを提案します。 ◎児童票など子どもの個人情報に関わる記録の棚には施錠がされていませんでした。目の届きにくい場所に保管はされていますが、施錠の方法を検討されることを提案します。
	(2)サービス・支援内容の質の確保 自己評価：NO. 25-28	福祉サービス第三者評価は、この度初めて受審され、保育に関わる複数の職員での自己評価が行われていました。 健康管理、感染症予防、災害対応などのマニュアルを作成し、職員会議等で職員への周知が行われています。 子ども一人ひとりの記録は「児童票」に整理され、3か月ごとの子どもの状況を統一した項目で評価し、記録しておられます。 記録の開示については、個人情報保護規程に定めておられます。 ◎マニュアルの有無やエビデンス（根拠となる資料）については、職員間での考え方に違いが見受けられました。今回の受審結果に基づき、今後はエビデンスを整え、サービス向上に繋げていかれることを期待しています。 ◎記録の開示については規程に定めておられますが、開示可能な範囲や条件など具体的な対応方法を今後整理されてはいかがでしょうか。

サ 3   ビ 適 ス 切 の な 実 福 施 祉	(3)サービスの開始・ 継続 自己評価：NO. 29-32	パンフレットとホームページにて、利用希望者に保育所選択に必要な情報を提供しております。また、毎月園便りを発行するとともに、最近ではインスタグラムも開設し、子どもの様子を発信しております。 利用開始時には、「名田保育園の葉」「利用要綱」にて、入園に関する内容を説明し、利用契約を結ばれています。利用の開始・終了に関する事項についても園規則に定めております。 保育終了時には、保育の継続性に配慮し、所定の様式に沿った対応が行われています。
---	-------------------------------------	---

## IV. 項目別の評価内容

## 2 サービス編：保育所

1 事業所運営の基本	(1)サービスの質の確保 自己評価：NO.1-3	職員会議等を通じて、園長は理念に掲げる「まことの保育」を職員に指導する機会を設けていらっしゃいます。副園長も月に1回、職員に面談する機会があり、職員が指導助言を受ける仕組みが整備されています。また、主幹保育教諭と主幹保育士とともに保育経験も豊富であり、同僚性と専門性を兼ね備え、組織への助言も行われています。 子どもの記録は「児童票」で整理し、統一した様式で3か月に1回の評価が行われています。 ◎記録は、奥まった場所に保管されていますが、棚の施設も提案します。
	(1)発達援助の基本 自己評価：NO.4-8	保育課程は、園が理念としている「まことの保育」に沿って、園長が策定しておられます。指導計画の評価は、各クラスの職員で行い、主幹保育教諭・園長が確認しておられます。 職員は、子どもが自分の気持ちを表現できるよう言葉かけに配慮しながら、子どもと接しておられます。外国籍の子どもも在籍しており、通訳の方や翻訳アプリなどを活用しながら、子どもが安心して過ごせるようコミュニケーションに配慮しておられます。 外部研修なども活用しながら、子どもへの性差への理解に努めておられます。 ◎保育課程が旧様式で作成されていたので、今後、新しい様式に沿って見直しをされてはいかがでしょうか。 ◎職員会議の場で行われている指導計画の評価や見直しは、職員同士の意見交流の場であり、相互理解やチームワーク作りのためにも大切な機会です。組織の中で職員同士が支え合うことで専門性の向上が図られると思いますので、今後は職員全員が参加して、指導計画の評価・見直しに取り組まれてはいかがでしょうか。また、評価や見直しの経過を会議録に残されることを提案します。
2 子どもの発達援助	(2)健康管理・食事 自己評価：NO.9-14	子どもの健康管理に関するマニュアルを備え、健康診断・歯科検診も定期的実施しておられます。子どもの健康状態については、職員で情報を共有するとともに、園での体調悪化・けがなどは看護師が対応し、保護者に状況を伝えておられます。 管理栄養士を2人採用し、園独自の献立で食事を提供しておられます。年齢ごとの食育目標を掲げ、毎月の「給食だより」で献立とともに保護者にも周知しておられます。毎食、管理栄養士が各幼児の保育室を訪問し、子どもと一緒に給食に含まれる食品の三色栄養を確認することで、子どもは自然に栄養の知識を身に付け、小学校入学までに好き嫌いをなく食べられるよう取り組まれるなど、園として食育に力を入れておられます。 アレルギーの子どもの献立は、医師の指示書を基に、管理栄養士が保護者と面談を重ねて提供しておられます。アレルギーの子どもの食事は、間違いのないよう、食事の場所を分け、色付きの食器で配膳が行われています。 園で提供する給食は、毎日、写真で掲示するとともに、三色栄養を食品サンプルで示し、親子で栄養素も確認できるよう配慮されています。 ◎コロナ禍では、保護者が給食を試食する機会は難しいようですが、以前行われた行事の際の給食販売なども少しずつ検討されてはいかがでしょうか。
	(3)保育環境 自己評価：NO.15-17	園舎は住宅地に立地しながらも、近くの山の姿から四季の移り変わりを感じられる静かな環境にあります。園庭も広く、保育室も日当たりがよく、オゾン発生器による消毒清掃などにも取り組まれ、子どもが心地よく過ごせる空間が確保されています。 保育室は、3歳以上の子どもは1階、0・1・2歳の子どもは2階に配置し、2階の保育室では、子どもが眠たい時に眠れる部屋を設けておられます。保育室には、年齢に応じたおもちゃや制作用の素材などを整備しておられます。 ◎子どもの遊びは、職員の意向で決めることが多いと伺いました。保育室内に絵本やおもちゃコーナーを設けるなど、子どもが好きな遊びを自由に選択して遊ぶ力をつけられるように、保育室のゾーニングを工夫されてはいかがでしょうか。

<p style="text-align: center;">2 子どもの 発達援助</p>	<p style="text-align: center;">(4)保育内容 自己評価：NO.18-23</p>	<p>毎朝、当番の子どもがクラスの出席人数と自分が食べた朝ごはんの内容を事務室に伝えることで、挨拶やコミュニケーションを身に付ける機会としておられます。</p> <p>週に1回、乳児はリトミック、幼児はダンスをカリキュラムに取り入れ、1歳からネイティブの英語講師による英会話レッスンが毎週行われ、硬筆指導や中学の元教員による絵画指導など、表現活動に力を入れておられます。園長は想像力を高めるために、動画ではなく、絵本や紙芝居を読む機会を大切にしておられます。</p> <p>子ども同士のけんかの場面では、子どもの気持ちに共感しながら解決に導けるように、先輩職員が若手職員と一緒に対応しておられます。</p> <p>乳児保育の離乳食は、入園時に給食の職員が保護者と一緒に進み具合を確認しながら提供しておられます。園での食事状況と合わせて、離乳食の簡単な作り方なども丁寧に保護者に伝えておられます。SIDS(乳幼児突然死症候群)の対策として、0歳児は5分おき、1歳児は10分おき、2歳児は15分おきの呼吸確認を行い、記録しておられます。</p> <p>長時間保育として、18時45分までの延長保育を実施し、疲れが出た子どもはごぞいで休めるなどの配慮がされています。</p> <p>園でも、言葉の発音が遅い子どもなど、発音が気になる子どもが増えており、職員が障害児保育の研修を受講したり、園の子どもが通う療育センターの見学などを通じて日々の保育に繋げておられます。</p> <p>◎現在は長時間保育の子どもへの軽食を提供してはおりませんが、長時間保育の子どもは、家庭での夕食時間も遅くなりがちなので、おにぎりや市販のおかしなど、長時間保育を担当する職員が提供できる範囲で軽食を検討してはいかがでしょうか。</p>
<p style="text-align: center;">3 子育て 支援</p>	<p style="text-align: center;">(1)保護者等への支援 自己評価：NO.24-28</p>	<p>園では、保護者の送迎の機会を大切に、連絡ノートへの記載と併せて、毎日の子どもの様子を職員が丁寧に伝えておられます。子どもの様子は、毎月の園だよりで周知し、今年度から、新たな取り組みとして、保育参観も開始されました。</p> <p>子どもの登園時間を管理し、連絡がない場合は、必ず職員が電話にて状況を確認しておられます。</p> <p>保護者との個別面談も年に2回実施し、悩みや相談に応じておられます。難しい内容については、園長や副園長、主幹に相談しながら一緒に対応しておられます。</p> <p>園長自らが虐待にあたる行為を文書に明文化して職員に伝えるとともに、園内に防犯カメラを設置することで、職員の不適切保育を予防しています。虐待を受けている可能性のある子どもへの対応については、通報先などを園内に掲示し、職員と保護者に周知しておられます。</p> <p>◎同学年の子どもの保護者が集い、同じ悩みを共有し交流する場として、また、保育園の思いを伝えるとともに、保護者の願いを知る場として、今後は保護者懇談会の実施なども検討されてはいかがでしょうか。</p> <p>◎日常的に保護者の意見は聴き取られているようですが、定期的なアンケートを実施し、保育園へのニーズを把握し、保育内容を振り返る機会とされてはいかがでしょうか。また、その結果を園だよりなどに記載し、アクションや感想があればそれらをさらに記載していくことで、双方向の信頼関係がより強くなるのではないのでしょうか。</p> <p>◎どの職員でも対応に困らないように、虐待を受けている可能性のある子どもを発見した場合の手順を明文化し、職員間で共有されることを提案します。</p>
<p style="text-align: center;">4 子どもの 安全</p>	<p style="text-align: center;">(1)安全・事故防止 自己評価：NO.29-31</p>	<p>想定される危機状況として、「不審者侵入」、「遊具・玩具の事故」、「給食など飲食物による事故」、「火災・地震等の災害」の4つを想定し、「危機管理マニュアル」を策定しておられます。災害等に備え、定期的な避難訓練を実施し、給食だよりを通じて、保護者にも食中毒などの注意を呼び掛けておられます。</p> <p>◎園外・園内に複数の防犯カメラを設置し、事務所内からも訪問者が直接確認できるつくりですが、玄関の施錠が行われていませんでした。今後、施錠についても検討されてはいかがでしょうか。</p> <p>◎保育所内で起きた「ヒヤリ・ハット事例」の記録が確認できませんでした。これまで大きな事故は起きていないと伺いましたが、事故には至らない「ヒヤリ・ハット事例」を職員が出し合って蓄積し、事故が起こりやすい時間や場所などを把握・分析することで、さらなる安全確保に取り組まれることを期待します。</p>

5 地域との関わり	(1)関係機関および地域との連携 自己評価：NO. 32-34	<p>小学校の新任教員の保育実習の受け入れや、小学校の教員が卒園する子どもの様子を見学する機会を設けておられます。また、園の職員が、小学校の参観日に卒園した子どもの様子を確認し、話し合いの場を持つなど小学校との連携体制を築かれています。</p> <p>以前は、子育て支援センターを運営しておりましたが、現在は、園庭開放なども実施されていません。一時保育は実施されており、子どもは園の子どもと一緒に保育が行われています。施設見学への対応や、未就園児の運動会への参加呼びかけなどで園を地域に周知しておられます。</p>
--------------	------------------------------------	---

# 自己評価・第三者評価の結果（管理運営編）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

## 1 福祉サービスの基本方針と組織（法人または事業所）

### (1) 理念・基本方針

1	理念・基本方針の確立	法人としての理念、基本方針が確立され、明文化されていますか。	A	A	
2	理念・基本方針の周知	理念や基本方針が職員・利用者等に周知されていますか。	A	A	

### (2) 計画の策定

3	中・長期的なビジョンと計画の明確化	中・長期的なビジョン及び事業計画が策定されていますか。	D	D	○
4	適切な事業計画策定	事業計画が適切に策定されており、内容が周知されていますか。	A	A	

### (3) 管理者(施設長)の責任とリーダーシップ

5	管理者(施設長)の役割と責任の明確化	管理者(施設長)は、自らの役割と責任を明確にし、遵守すべき法令等を理解していますか。	B	A	
6	リーダーシップの発揮	管理者(施設長)は質の向上、経営や業務の効率化と改善に向けて、取り組みに指導力を発揮していますか。	A	A	

## 2 組織（法人または事業所）の運営管理

### (1) 経営状況の把握

7	経営環境の変化等への対応①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されていますか。	A	A	
8	経営環境の変化等への対応②	経営状況を分析して、改善すべき課題を発見する取り組みを行っていますか。	A	A	

### (2) 人材の確保・養成

9	人事管理の体制整備	必要な人材確保に関する具体的なプランをたてて、実行していますか。	B	B	
10	職員の就業状況への配慮	職員の就業状況や意向を把握し、必要があれば改善する仕組みが構築されていますか。	A	A	
11	職員の質の向上に向けた体制	職員の質の向上に向けた具体的な取り組みを行っていますか。	B	A	
12	実習生の受け入れ	実習生の受け入れについて、積極的な取り組みを行っていますか。	A	A	

### (3) 安全管理

13	利用者の安全確保	利用者の安全確保のための体制を整備し、対策を行っていますか。	B	B	
----	----------	--------------------------------	---	---	--

### (4) 設備環境

14	設備環境	事業所(施設)は、利用者の快適性や利便性に配慮したつくりになっていますか。	A	A	
15	環境衛生	事業所(施設)は、清潔ですか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

**(5)地域との交流と連携**

16	地域との関係	利用者と地域との関わりを大切にし、地域のニーズに基づく事業等を行っていますか。	C	A	
----	--------	---	---	---	--

**(6)事業の経営・運営**

17	制度に関する意見・意向の伝達	制度について、保険者あるいは行政担当部署等に意見や意向を伝えていますか。	D	A	
18	財務諸表の公開	地域住民、利用者に対して財務諸表を公開していますか。	C	A	

**3 適切な福祉サービスの実施****(1)利用者本位の福祉サービス**

19	利用者を尊重する姿勢①	利用者を尊重したサービス提供について、共通の理解を持つための取り組みを行っていますか。	A	A	
20	利用者を尊重する姿勢②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していますか。	A	A	
21	利用者満足の向上	利用者満足の向上に向けた取り組みを行っていますか。	B	A	
22	意見を述べやすい体制の確保①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備していますか。	C	A	
23	意見を述べやすい体制の確保②	苦情解決のしくみが確立され、十分に周知・機能していますか。	C	B	
24	意見を述べやすい体制の確保③	利用者からの意見等に対して迅速に対応していますか。	D	C	○

**(2)サービス・支援内容の質の確保**

25	質の向上に向けた組織(法人または事業所)的な取り組み	自己評価の実施や第三者評価の受審により、提供しているサービス・支援内容の質向上を図っていますか。	D	A	
26	標準的な実施方法の確立	各サービス業務が標準化され、マニュアル化されてサービスが提供されていますか。	B	A	
27	サービス実施状況の記録	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われていますか。	B	A	
28	記録の管理と開示	サービス提供記録等の開示を適切に行っていますか。	D	A	

**(3)サービスの開始・継続**

29	サービス提供の開始①	利用者に対して、サービス選択に必要な情報を提供していますか。	B	A	
30	サービス提供の開始②	サービスの開始にあたり、利用者等に説明し、同意を得ていますか。	A	A	
31	利用契約の解約・利用終了後の対応	利用者がいつでも契約の解約ができることを説明し、利用者又は事業者から直ちに契約を解除できる事由を定めていますか。	B	A	
32	サービスの継続性への配慮	事業所(施設)の変更や家庭への移行などにあたり、サービスの継続性に配慮した対応を行っていますか。	B	A	

# 自己評価・第三者評価の結果（サービス編：保育所版）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

## 1 事業所運営の基本

### (1) サービスの質の確保

1	職員会議	職員間において、定期的または随時に情報共有する体制がとられていますか。	A	A	
2	指導助言の実施体制	職員が指導助言を受ける仕組みがありますか。	A	A	
3	個人情報の適切な取り扱い	子ども(保護者等を含む)に関する情報(データを含む)は、適切に取り扱われていますか。	A	A	

## 2 子どもの発達援助

### (1) 発達援助の基本

4	保育課程	保育課程は、関係法令や子どもの発達特性を踏まえ、長期的見通しをもって適切に編成されていますか。	B	B	
5	指導計画	指導計画は、定期的に評価および見直しが行われていますか。	B	A	
6	理解と受容	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容していますか。	A	A	
7	さまざまな年代の人の交流	さまざまな年代や文化を持つ人たちに親しみを持つよう働きかけていますか。	A	A	
8	先入観等を植え付けない配慮	性差への先入観による固定的な概念や役割分業意識を植え付けられないような配慮を行っていますか。	A	A	

### (2) 健康管理・食事

9	健康状態の把握	子どもの健康管理は、適切に行われていますか。	A	A	
10	健康診断等の実施	健康診断や歯科検診を定期的に行っていますか。	A	A	
11	食事環境の整備	子どもにとって、食事が楽しみとなるよう配慮していますか。	A	A	
12	食育の推進	子どもが生活と遊びの中で、食事を楽しみ合うよう、働きかけていますか。	A	A	
13	子どもの状況に応じた食事の提供	アレルギー疾患や体調不良の子どもがいる場合、子どもの状況に応じた食事が提供されていますか。	A	A	
14	家庭との連携	保育所で提供する食事について、保護者等に対して説明し、理解を得ていますか。	B	A	

### (3) 保育環境

15	空間の確保	保育所は、子どもが心地よく過ごせるような空間が確保されていますか。	A	A	
16	設備・環境	保育所は、子どもたちの心身の安らぎ、くつろぎの面から配慮された場所となるよう、工夫されていますか。	A	A	
17	保育環境の整備	子どもが自発的に活動できる環境を整える工夫を行っていますか。	C	B	○

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
<b>(4)保育内容</b>					
18	社会的なルールや態度の獲得	子どもが、望ましい生活のルールや態度を身につけるよう、働きかけていますか。	A	A	
19	表現活動	身近な環境の中で、感覚を豊かにしたり、活動を楽しめるよう働きかけていますか。	A	A	
20	人間関係	遊びや生活を通して、人間関係が育つように働きかけていますか。	A	A	
21	乳児保育	乳児保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	
22	長時間保育	長時間保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	C	B	
23	障害児保育	障害児保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	B	A	

### 3 子育て支援

#### (1)保護者等への支援

24	信頼関係の構築	保護者等の気持ちに共感しながら、信頼関係を築くよう努めていますか。	B	A	
25	保護者等との連携、共有	子どもの生活の連続性を踏まえ、保護者等との連携および情報共有が行われていますか。	B	B	
26	相談・情報提供	保育に関する知識や技術を活かして、保護者等からの相談にあたっていますか。	A	A	
27	不適切な養育に対する支援	虐待等、不適切な養育が行われている可能性があると感じた場合は、速やかに対応していますか。	A	A	
28	虐待等への対応	虐待を受けている子ども(虐待の可能性のある場合を含む)に対して、適切に対応していますか。	A	A	

### 4 子どもの安全

#### (1)安全・事故防止

29	食中毒・感染症対策	食中毒や感染症に対する予防および発症後の対策は、適切に行われていますか。	A	A	
30	事故・天災への対応	事故や天災が発生した場合、速やかに対応できる体制がありますか。	A	B	○
31	不審者対策	不審者の侵入などに対応できる体制がありますか。	B	A	

### 5 地域との関わり

#### (1)関係機関および地域との連携

32	関係機関との連携協力	子ども家庭センター、要保護児童対策地域協議会、小学校等と連携し、必要に応じて協力体制を築いていますか。	A	A	
33	地域の子育て支援	地域の子育て支援の拠点として、子育て家庭に対して保育所機能を還元していますか。	B	A	
34	一時保育	一時保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	